

子どもを巻きこむな！リニアまんが訴訟

～第1回口頭弁論、開かれる

10月16日（火）午前11時から、甲府地方裁判所での211号法廷で、「リニアまんが訴訟」の第1回口頭弁論が開かれました。傍聴席には25名ほどの方が据わられ、関心の高さを示すことができました。

被告の山梨県側は、原告の請求を棄却するように求め、争う姿勢を示しました。

この日は訴状と答弁書の確認をした上で、被告側にまんが冊子の作成に関わり予算を執行した具体的な担当者を明らかにするよう、裁判官から要請されました。被告側はこれまでの主張をくり返すようになるようです。

また原告側の意見陳述が、3分間ほどですが認められましたので、主に被告おける行政の自由裁量権の逸脱性を考えてほしい旨、裁判官に訴えました。詳細は陳述書をご覧ください。

当日の様子は、マスコミでは同日のUTYの「ニュースの星」で映像とコメントが流されたほか、翌日（10月17日）の朝日新聞山梨版、山梨日日新聞に記事が出ています。次の期日は、12月25日（火）の13時15分から甲府地裁で開かれます。多くの方々の傍聴をお願いします。（川村記）

次ページ以降に意見陳述書を掲載



平成30年(行ウ)第2号 損害賠償命令請求住民訴訟事件

原告 川村 晃生 野澤今朝幸

被告 山梨県知事 後藤 斎

陳 述 書

甲府地方裁判所民事部御中

平成30年10月16日

原告 〒400-0014山梨県甲府市古府中町984-2
川村晃生

原告 〒409-3703山梨県笛吹市芦川町中芦川431
野澤今朝幸

『リニアで変わるやまなしの姿』というまんが冊子を、県が作成し配布した行為についての法的問題性に関しては、すでに提出した訴状に記してありますので、ここではできるだけそれとは重ならない形で、この度の県の行為についての所感を述べさせていただきます。

当初この問題が発覚した時、私をふくむ原告らは、県の一方的な、また偏向した振舞に対して、その手法を批判した原告によっては怒りすら覚えて、県に対しその是正を求めたのでした。要望書の提出に始まり、監査請求、住民訴訟という一連の流れは、その具体的な行動の表れと言ってよいでしょう。この一連の行為は、県の行為に疑問を抱く住民にとって、適正なものであったと、今でも確信しております。

それを確認した上で、私はここではその背景にあるものが何かについて、私の考えを述べさせていただきます。本年3月9日の、本件に関する要望書の提出以来、私はこうした問題が発生するのはなぜか、その根源にあるものは何かということ、考え続けてまいりました。それは約めて言えば、県政と県民の関係のあり方ということに絞られるものです。そしてそれはつまるところ、民主主義とは何かという問題に達着して行かざるを得ません。

この冊子が作られて以後、山梨県はこの冊子を「リニア開業に思いを巡らせるきっかけ」(山梨日日新聞・2017年12月27日付、記事中の県担当者のコメント)とか、「リニアを考えるきっかけ」(行政交渉時の県の担当者の回答)と、位置づけてきました。しかしこうした内容の、つまり偏った情報だけを盛り込んだ冊子が、はたして「考えるきっかけ」になるのでしょうか。私はそれはほとんど不可能だと考えています。

「考える」という行為は、さまざまの意見や情報を比較考量し、その中でそれを調整し取舍選択して一つの結論に導いていく過程を指しています。とすれば、この冊子によってリニアを「考える」という行為は成立しないとわざるを得ません。

リニアには様々な側面があります。冊子に書かれている利便性によるリニア効果(もっとも私はこの効果が現実に生まれるとは思っていませんが、それは別として)、その

リニア効果のほかに、生活被害や自然破壊あるいは財政上の問題などが - こちらは確実に起こるわけですが - 明らかに存在するわけであって、そのことは訴状に記したとおりです。そしてそのことを前提にして言えば、それらの問題をすべて視野に入れることによって、初めて「リニアとは何か」という問題を県民自身が考えるきっかけになるはずですが、ですから、冊子は考えるきっかけにはなり得ないと私は思います。もし考えるきっかけになるのだとしたら、県はこの冊子のどの部分がどのように県民にとって考えるきっかけになるのかを説明すべきです。さらに、県はリニアを考えるという行為は、いかなる実体的内容を持つものなのかを説明しなければなりません。その説明なくして、県の言う考えるきっかけになるはずがありません。

では、そうだとすれば、この冊子は一体何だったのかということになります。奇しくも、前引の山梨日日新聞（平成2017年12月27日付）の、本冊子を紹介する記事の見出しは、「リニア効果、漫画でPR」となっています。この見出しに示される冊子の受け止め方は、まさにそのとおりだと思います。この冊子は、まさにPR誌なのであって、県民に考えるきっかけを与えるような性質のものではありませんでした。いったい県民の誰がリニアを考えるために、この冊子の内容以外の情報、すなわち負の側面を自ら求めて情報を探し出し、考えようとするのでしょうか。ましてや、教育においてをや、です。

私自身、大学で教育に携わる仕事に、長年従事してきました。その中で私が最も力を注いだのは、学生に考える力を養ってもらうことでした。そのために、たとえば現実の社会の通念的価値観に対して、それとは異なった価値観を提示し、二つの価値観を比較考量させ、どちらの価値観に基づくのがよいか、というような講義を実践しました。それによって、私は学生の考える力が育まれると考えたからです。

この冊子は、リニアをよいことづくめで宣伝し、悪く言えば県民を洗脳しようとしたものと言わざるを得ないものです。そこに、はたして県民の知性が芽生え、良識が育まれるのでしょうか。もしほんとうに、県がこの冊子によって、県民にリニアを考えてもらいたいのであれば、やはりそこにリニアの負の側面も盛り込むべきでした。そうあってはじめて県民のリニア認識、リニア観は形成されることになります。そしてそれによって、県民のリニアへの認識が深まり、いわゆる県民の民度も上がっていくのではないのでしょうか。

言うまでもなく、民度は民主主義の成熟度を示す、最も明確な尺度です。今回の冊子は、リニアが県民全体に関わる大規模な事業であるだけに、県民に考える力を磨かせる、絶好のチャンスでした。漫画というわかりやすい形をとったことも、子どもたちを含めて、県民全体がリニアについて議論する最も都合のよいチャンスであったのにもかかわらず、県は自らそのチャンスを捨ててしまったのです。

もっとも県には、もともとこの冊子によって、県民の民度を上げるなどという考えは存在しなかったと思います。日本の行政は、古くから「寄りしむべし、知らしむべからず」を基本の態度としてきました。いわゆるお上意識というものです。言葉では民主主義をかざし、市民本位を標榜しながらも、その基本の態度は、戦後70年以上を経過しても、全く変わっていないように思われます。そしてこの冊子の作成・配布という行為は、

まさにその「寄らしむべし、知らしむべからず」を地で行ったものといえ、それを教育の現場にまで持ち込んだ最悪のものでした。冊子の中に、自然破壊や生活被害を描かなかったのは、「知らしむべからず」の典型であり、利便性のみを強調してあたかも住みよい山梨が実現するかのような幻想を県民に抱かせたのは、「寄らしむべし」の典型であったと言わざるを得ません。

ところでこういう問題に直面する時、私には常に北杜市明野町の産廃処分場の一件が思い起こされてなりません。54億円もの赤字を出して、そのツケを県民にまわすことで決着を見た、この県政の大失政とも言うべき事件が、いったいなぜ起こったのかという問題に思いを巡らす時、それは行政すなわち県が住民の声を全く無視したことによると言わざるを得ないでしょう。現地住民ではない立場から、この処分場問題に関心を寄せていた私は、結果的に現地住民が説き続けていたいくつかの理由のもとに、現地住民の予想したとおりの結果になったと、いま自信を持っていうことができます。

たとえば、現地住民は早くから、県内産廃業者が処分場に困っていないのだから、搬入料金が高い明野処分場に廃棄物を持ち込む可能性は低く、経営的に厳しいことを指摘していました。そして開業するや、その予測のとおりになり、結果的に大赤字を出してしまったのです。

そして今思えば、この問題に関する県の態度は、完璧なまでに「寄らしむべし、知らしむべからず」であったと断言できます。県は一つの案件を行政の実行に移した時、或いは移す以前にも、住民の声や意見をリサーチする力を持っていないように思われます。くわえて、県の行政行為に異論をさしはさむような者が表れると、それに耳を傾けるのではなく、それを排除し、自らの沽券に関わるとでも言うかのように、自身の正当性を主張し、それをくり返すことに終始します。私が長い間関わってきた、新山梨環状道路北部区間の建設問題においても、国、県それぞれの行政において同様なことが指摘できます。

そしてこのリニアの問題でも同様です。リニアについての異論は、各界の識者や各地域の市民から、批判や困惑の声を含めて多く上がっているのにもかかわらず、一見、耳を傾けるような態度を見せながらも、実質的にはそれらを排除していると思わざるを得ないのです。

行政と住民の、積み重ねられた対話の中から、新しい形を生み出していくという民主的な態度が、国を含めた行政全体の問題として、その片鱗すら伺えないように思われます。そしてそこを突破しなければ、いつまで経ってもこの国に、或いは、もろもろの自治体に、真の民主主義は生まれません。この裁判は、私の中では、すでに、知事ら被告が約1200万円を返金すればよいというレベルを越えています。私はこの裁判を通して、裁判官にも行政と住民はどうあるべきか、という民主主義の根幹をなす問題にも、思いを巡らしていただくことを、切に願います。そしてそれは、法的問題のレベルで言えば、行政の自由裁量権はどのように認定すべきかという点に関わってくるもの

です。この問題については、訴状の末尾に簡単に触れておきましたが、この訴訟の中で、私はやはり、自由裁量論について、裁判官のお考えをお聞きしたい、と思います。以上述べ来ったような、硬直化している行政に大幅な自由裁量権を認めてよいのか、考えねばならない重大な問題です。くわえて、そうした形で、すなわち行政と住民との間の健全な対話よりも、いったん決まった行政の方針は、変更しないという基本的態度を重視するような自治体に、従来と同じような自由裁量を許すことが地方自治法第一条の二に定める「住民の福祉の増進」につながるのかどうかを、お考えいただきたいと思います。

以上述べ来たとおり本件訴訟は、行政の失政を証するのとともに、民主主義のあり方をも問うものとして、裁判官におかれては厳正な審理をお願いしたいと思います。